

東海村規則第 3 2 号

東海村空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則を公布する。

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

東海村長 山田 修

## 東海村空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

〔平成 29 年 9 月 21 日〕  
規 則 第 3 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の施行に関し、法及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成 27 年総務省令・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(空家等の基本調査及び相談、通報等の記録)

第 3 条 法第 9 条第 1 項の調査（以下「基本調査」という。）は、法第 6 条第 1 項の空家等対策計画の作成に係る実態調査又は地域住民からの空家等に関する相談、通報等により、村長が適切な管理が行われていない空家等に係る具体の事案を把握したときに、基本調査票（様式第 1 号）による机上調査及び外観目視敷地外調査により行うものとする。

2 前項の地域住民からの空家等に関する相談、通報等があったときは、その内容等を空家等相談等受付簿（様式第 2 号）に記録するものとする。

(空家等の立入調査)

第 4 条 村長は、前条第 1 項の基本調査の結果、法第 9 条第 2 項の調査（以下「立入調査」という。）が必要と認めるときは、空家等と認められる場所に立ち入り、別表第 1 から別表第 4 までに定める判断基準に基づく立入調査票（様式第 3 号）による外観目視敷地内調査及び施錠確認調査を行うものとする。ただし、村長は、外観目視敷地内調査及び施錠確認調査のみで立入調査の目的を果たせない場合は、空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者に、当該空家等の内部に立ち入らせ、柱、はり等の状況を確認するため、既存住宅状況調査方法基準

(平成29年国土交通省告示第82号)に定めるところにより、必要最小限の範囲で建築物内部立入調査票(様式第4号)による内部立入調査を行うものとする。

2 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書(様式第5号)により行うものとする。

3 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証(様式第6号)によるものとする。

(特定空家等の判断及び管理)

第5条 前条第1項の立入調査の結果、当該立入調査に係る空家等が別表第1から別表第4までに定める判断基準のいずれかに該当すると村長が認めるときは、特定空家等管理台帳(様式第7号)に記録し、特定空家等として管理するものとする。

(特定空家等の所有者等に対する指導)

第6条 法第14条第1項の指導は、指導書(様式第8号)により行うものとする。

(特定空家等の状態が未改善の場合における勧告)

第7条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第9号)により行うものとする。

(特定空家等の改善勧告に係る措置命令等)

第8条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書(様式第10号)により行うものとする。

2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第11号)によるものとする。

3 法第14条第4項の意見書は、意見書(様式第12号)によるものとする。

4 法第14条第4項に規定する措置を命じようとする者の代理人は、あらかじめ委任状(様式第13号)を村長に提出しなければならない。

(公開意見聴取の請求及び通知)

第9条 法第14条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書(様式第14号)により行うものとする。

2 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書(様式第1

5号)により行うものとする。

(やむを得ない事由等による公開意見聴取の延期等)

第10条 法第14条第5項の規定による公開による意見の聴取を行うことを請求する者(以下「公開意見聴取請求者」という。)又はその代理人は、やむを得ない事由により法第14条第6項の規定による公開による意見の聴取(以下「公開意見聴取」という。)の期日に出頭できないときは、その期日の前日までに、その事由を付した書面を村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による届出があった場合において、その事由が正当と認めるときは、当該公開意見聴取の期日を延期することができる。この場合においては、法第14条第7項及び前条第2項の規定を準用する。

3 前項に規定する場合のほか、村長は、災害その他やむを得ない事由により、法第14条第7項の規定による通知及び公告をした期日又は場所において公開意見聴取を行うことができないときは、その期日を延期し、又はその場所を変更することができる。この場合においては、法第14条第7項及び前条第2項の規定を準用する。

(公開意見聴取の主宰)

第11条 公開意見聴取は、村長の指名する職員が議長として主宰する。

2 議長に事故がある場合は、あらかじめ村長が指名した職員が議長の職務を代理する。

3 次の各号のいずれかに該当する職員にあっては、第1項の議長及び前項の規定による議長の職務代理者に指名することができない。

(1) 公開意見聴取請求者

(2) 公開意見聴取請求者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族

(3) 公開意見聴取請求者の代理人又は法第14条第8項の証人

(4) 前2号に掲げる者であったことのある者

(5) 公開意見聴取請求者の後見人、後見監督人、保佐人、補佐監督人、補助人又は補助監督人

(公開意見聴取への参考人の出席)

第12条 議長は、公開意見聴取に当たって必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体の職員その他の参考人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(公開意見聴取の方法)

第13条 公開意見聴取は、関係職員の立会いの上、口述審問によって行うものとする。

2 公開意見聴取において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、公開意見聴取請求者又はその代理人が公開意見聴取の期日に出頭しない場合において、公開意見聴取の事項に関し、公開意見聴取請求者から陳述書等の提出があったときは、その陳述書等及び当該事項の調査に当たった職員が作成し、かつ、署名した調書を朗読して、公開意見聴取を行うものとする。

4 議長は、公開意見聴取請求者が公開意見聴取の事項の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためやむを得ないと認めるときは、当該公開意見聴取請求者に対し、その陳述を制限することができる。

5 議長は、前項に規定する事情のほか、公開意見聴取の秩序を維持するため、公開意見聴取を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

6 議長は、公開意見聴取に出頭した公開意見聴取請求者又はその代理人が、議長の質問に対して答弁せず、又は議長の許可なく退場したことにより、引き続き公開意見聴取を行うことが困難と判断したときは、公開意見聴取を終結するものとする。

7 議長は、公開意見聴取を終結したときは、速やかにその経過及び結果を村長に報告しなければならない。

(行政代執行)

第14条 法第14条第9項に規定する処分（以下「行政代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の文書は、戒告書（様式第16号）により行うものとする。

2 行政代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第17号）により行うものとする。

3 行政代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第18号）によるものとする。

（標識）

第15条 法第14条第11項の標識は、標識（様式第19号）によるものとする。

（公示の方法）

第16条 法第14条第11項の規定による公示は、省令に定めるほか、東海村広告式条例（昭和30年東海村条例第1号）第2条第2項の掲示場への掲示により行うものとする。

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。